

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十五年九月十三日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
株式会社ホ ライズン	大和郡山市新木 町二九八	ほらいずん 西長柄・放 課後デイス ービスセン ター	天理市西長柄 町四七五―一 二階	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 五年九月 一日
株式会社き きょう	奈良市富雄元町 三―一―一三	みらい	奈良市杉ヶ町 三三―三き きょう杉ヶ町 ビル四階	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 五年九月 一日
株式会社シ ヤリバン	大阪市浪速区幸 町二―五―一〇 ストークマン ション桜川六〇 五	リフレーム ワン	橿原市新賀町 二三五―六 橋本第一ビル 四階	放課後等デ イサービス	平成二十 五年九月 一日
社会福祉法 人綜合施設 美吉野園	吉野郡大淀町下 渚六二九	美吉野園保 育所等訪問 支援センタ ー	吉野郡大淀町 下渚一六四二 ―二〇	保育所等訪 問支援	平成二十 五年九月 一日